

まちづくり NEWS

「まちづくり会社」設立情報誌

TOWADA

第 17 号

2009/03/18 (水)

発行: 十和田商工会議所(まちづくり室)

〒034-869 十和田市西二番町 4-1

TEL:0176-24-1111 FAX:24-1563

(株)まちづくり十和田の 組織体制(案)を検討



・第8回設立発起人会(平成21年3月16日)

第8回設立発起人会で議論

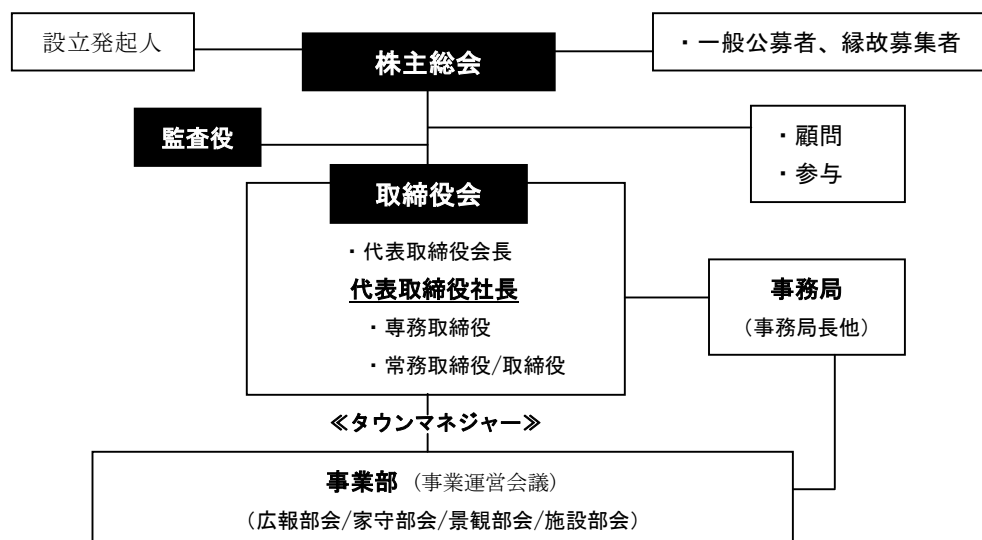
平成21年3月16日(月)14時~15時

十和田商工会議所5階会議室

■平成21年3月16日(月)、14時から第8回(株)まちづくり十和田設立発起人会が十和田商工会議所5階会議室で開催された。

■会議に先立ち、岩間恵美郎発起人代表は、『まちづくり会社の創立総会に向けて、秒読み段階に入りました。今後は皆様に、創立総会に提出する図書の内容を協議して頂くことになります。本日は、まちづくり会社の『組織体制』(案)に関する意見をお願いしたいと思います』との挨拶があった。

■ 組織体制図(案): 提案された試案!



㈱まちづくり十和田の組織

- 各職責の内容とは？



- 株主総会：「㈱まちづくり十和田」の最高決定機関
- 役員会：「㈱まちづくり十和田」の最高執行決定機関（任期２年）
 - 代表取締役社長：最高経営責任者
 - 代表取締役会長：適正な経営責任を果たすために社長に助言する。
 - 専務取締役：事業部及び事務局の業務を監視し、「㈱まちづくり十和田」の目的を達成するための業務の執行を担う。
 - 常務取締役：専務取締役を補佐し、専務とともに責任をもって事業の執行を担う。
- 監査役：「㈱まちづくり十和田」の会計に関する監査を行う（任期４年）
- 顧問：「㈱まちづくり十和田」の目的達成に関して包括的かつ総合的な立場から意見を頂く者。
- 参与：「㈱まちづくり十和田」の事業執行に関して、経営的視点から意見を頂く者。

十和田市中心市街地活性化協議会の規約(案)、組織体制(案)を検討！

- 第３回十和田市中心市街地活性化協議会設立準備会 -



■平成21年3月16日（月）、15時40分から第3回十和田市中心市街地活性化協議会設立準備会（会長：石川正憲氏）が、十和田商工会議所5階会議室で開催された。

■設立準備会で協議された『組織体制』（案）は、以下のとおりである。

